

調理師法

第三条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

第四条 第六条第二号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、第三条の免許を与えない。

第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

- 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
- 二 罰金以上の刑に処せられた者

第五条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

- 2 免許は、調理師名簿に登録することによつて行う。
- 3 都道府県知事は、免許を与えたときは、調理師免許証を交付する。

調理師法施行令

第一条 調理師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

第十条 調理師名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
- 三 免許取得資格の種別
- 四 免許の取消に関する事項
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

調理師法施行規則

第一条 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下「令」という。）第一条の調理師の免許の申請書は、様式第一によるものとする。

2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号。以下「法」という。）第三条各号の一に該当する者であることを証する書類

二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）

三 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書